

令和 8 年 1 月 15 日  
福岡県南広域水道企業団

## 福岡県南広域水道企業団が筑後川からの取水量を 3 % 制限

昨年 9 月以降の少雨傾向による筑後川水系ダムの貯水率低下に伴い、本日（1 月 15 日）、国等による第 2 次渇水調整が行われました。調整事項に基づき、当企業団では下記の 2 項目について渇水対策を進めています。

### 1 取水制限の実施

令和 8 年 1 月 16 日より、筑後川からの取水量を 3 % 制限します。取水制限により不足する分は、筑後川水系とは別の予備水源（八女水源地）から補てんするため、当面は構成団体※への送水に影響を与えることはありません。

また、上記対応に加え、県南地域特有の海苔生産により水需要が増加する期間においては、2,000 m<sup>3</sup>/日を予備水源から補填します。

### 2 啓発活動の強化

国や県などの関係機関及び構成団体と連携した広報活動により、水の利用者に対して、なお一層の節水への協力を呼びかけます。

※ 福岡県南広域水道企業団の構成団体 8 市 3 町 1 企業団（9 市 4 町）

久留米市・大川市・筑後市・柳川市・大牟田市・八女市・朝倉市・みやま市  
大木町・広川町・筑前町・三井水道企業団（小郡市・久留米市北野町・大刀洗町）

【問合せ先】

福岡県南広域水道企業団

企画財政課

久留米市荒木町白口 55 番地

（TEL） 0942-27-1561